

1 2 月 1 8 日 (水)

(第 2 日 目)

## 平成25年第4回南関町議会定例会（第2号）

平成25年12月18日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（4名）

① 2番議員 ② 6番議員 ③ 5番議員

④ 1番議員

### 2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 井下忠俊君

2番 境田敏高君

3番 打越潤一君

4番 鶴地仁君

5番 田口浩君

6番 島崎英樹君

8番 山口純子君

9番 橋永芳政君

10番 唐杉純夫君

11番 酒見喬君

12番 本田眞二君

### 3. 欠席議員なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 上田数吉君 住民課長 菅原力君

副町長 本山一男君 福祉課長 坂井智徳君

教育長 大里耕守君 経済課長 西田裕幸君

総務課長 堀賢司君 建設課長 古澤平君

会計管理者 木村浩二君 教育課長 大石和幸君

まちづくり推進課長 大木義隆君 延寿荘長 福田恵美子君

### 5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松本寛君 書記 橋本恵君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（本田眞二君） 議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、質問を許します。2番議員の質問を許します。

2番議員。

○2番議員（境田敏高君） おはようございます。2番議員の境田です。

今回は、南関町にあった新交通システムの取組みについて質問します。

15期議会で最後の質問です。私は、最初は公共関与最終処分場計画から始まり、教育問題、入札、災害時の危機管理、国保などの質問でした。どれも重要な質問でした。解決した件もありますが、住民の期待にはまだまだの件もあります。この件を問いたいのですが、次回、この席に立てるかどうかわかりません。しかし、これだけはと思い、14回目の質問をさせていただきます。

今、南関町では、ご存じのように過疎化が進んでいます。町長も人口を増やし「住んでよかったプロジェクト」を進行し、全国から注目されております。県外からの研修も多いと聞いています。素晴らしい施策です。しかし、住んでみてどうでしょうか。南関町の高齢化率は33%です。平成24年10月1日時点では、県内平均26.4%です。県内45市町村では、22番目の高齢化率です。ちなみに、高齢化率が一番は、五木村の43.1%です。以前、安全で安心して暮らせるまちづくりの観点からも、交通空白地帯の解消、交通弱者の移動の確保などに、新たな交通システムを取組むべきではないかとの質問をいたしました。

4年前の平成21年の10月に瀬高駅から南関の路線バスを廃止、荒尾南関線、これは荒尾から杉本、田原、八田、坂下三ツ角と通り、南関へ行く路線です。産交バスが運行しておりましたが、平成4年10月に廃止になっています。廃止から21年経っています。21年です。この地域に住んでおられる住民の方々がどんなに不便になり、我慢されているか。町は平成24年4月から町内在住者の車の運転免許証を持ってない人がいない世帯又は運転免許証を持っている人が入院、入所している世帯で、おおむね65歳以上や身体障害手帳などを持っている人には、町のタクシーを利用した場合、料金の半額を助成していますが、月に6回です。各地を巡回する南関町福祉バスも運行していますが、1日おきです。また、高齢者移送サー

ビス事業も行ってありますが、利用者は、使いたいときに使いたい、使えないでは住民のニーズにあっていません。いち早く、しかも安くて、誰でもが利用できるような新しい交通システムを取組むべきです。

先の3月議会で、町執行部からの答弁では、今後の高齢者等の交通手段の確保は、予約制タクシー、既存タクシー助成事業の緩和、福祉バスの拡大など、いずれの手段が南関町にあった交通手段かを十分検討したいと考えているとのことでしたが、その後どのように進んでいるのか、もう待ったなしではないでしょうか。

そこで最初に、第四次南関町総合振興計画から8年を過ぎようとしているが、生活交通の確保の進捗状況を尋ねます。

2番目に、路線バス維持には多額の費用を要するが、今後の見通しを尋ねます。

3番目には、廃止路線バス・不便地域の代替交通の取り組みはどのように進んでいるのか、進捗状況を尋ねます。

最後に、公共交通により誰でもが、円滑に移動できるよう南関町公共交通基本条例を制定すべきと思うが、町の考えを尋ねます。

この後の質問につきましては、自席からさせていただきますので、よろしく願いします。

○議長（本田眞二君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。

ただいま質問を受けました2番、境田議員の南関町にあった新交通システムの取組みについてのご質問にお答えいたします。

南関町の交通に関しましては、本年3月と6月の定例議会において、井下議員、境田議員からの質問をいただきました。本町の課題、路線バス財政負担や、交通空白地区対策は明らかになったところでございます。お二人のお答えは町の公共交通の現状を話し、今後の方向性につきましては、高齢者との交通手段の確保は、路線バスを含め、予約制乗り合いタクシー、既存のタクシー助成事業の緩和、福祉バスの拡大と、いずれの手段が南関町にあった交通手段かを十分検討していきたいとお答えしておったところでございます。

次に、検討状況を報告しますと、まず委託運行路線の庄山線につきましては、南関高校が荒尾高校と統合することから、南関から荒尾までの路線新設を考えております。その他路線バスについては、隣接地までの連結する路線であることから、現時点では便数を少なくすることは考えられているものの廃止できないものと考えております。

次に、町内の交通空白地帯の対策としては、福祉バス、福祉タクシー、高齢者有償移送サービス事業を行っておりますが、新たな予約制乗り合いタクシーは利便性

が向上しますが、初期投資及び運営費が高額になり、また基本的には町内のみの運行になりますので、福祉バスや福祉タクシーの要件緩和との改善を望ましいと考えております。いずれかの方法が最善であるかとの方向性を出していません。今後は路線バスのあり方と、交通空白地区の高齢者との対策とに分けて整理し、住民と議会を含めた検討協議会などを設置し、南関町の公共交通のあり方を協議する場が必要であると考えております。

細部につきましては、担当課長がお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席からお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） まず、質問の要旨の1番目からお答えいたします。

南関町総合振興計画の主要施策のもと、平成12年から高齢者移送サービスの継続、平成20年から福祉バス、平成23年からタクシー料金補助を行ってきました。

②につきましてお答えします。路線バス運行にかかる町負担額は、平成22年度が2,735万4,000円、平成23年度が3,242万5,000円、平成24年度が3,310万円となっています。年々増加の傾向にあります。今後も燃料費の高騰、運営費のコスト増により、また利用者の減少により負担が増えていくものと考えております。

次に、③にお答えします。デマンドタクシー制度につきましては、先ほど町長が答弁にもありましたように、導入につきましては、初期投資、運営費が高額になりますので、福祉バス、福祉タクシーの利用制限等の緩和が望ましいと考えております。長洲町がデマンドタクシーを導入しておりますので、昨年12月にNTT西日本電信電話株式会社からどれぐらいの費用がかかるかということで、概算費用の見積書もらったところです。その費用額を説明しますと、初期投資に1,545万円、それから運用にかかる経費としましてオペレータの人件費、これが二人を考えると307万2,000円、それからタクシー会社への委託費として1台480万円、合わせて787万2,000円の経費がかかります。タクシーを2台にすれば480万円の2台になるというふうなことになります。

また、荒尾市、玉名市において、一部の地域で乗り合いタクシーをスタートさせましたので、その利用状況を見極めていきたいと考えているところです。

④のご質問にお答えします。熊本県では、熊本市が公共交通基本条例を制定しております。この熊本市の公共交通基本条例は、自家用車から公共交通への転換を進めるための基本条例でございます。この条例の中にはですね、交通空白地域、それから交通不便地域を明確にして、この二つの地域への公共交通の改善に向けての取

組みもこの基本条例の中に規定されているところでございます。

南関町におきましては、先ほど町長が答弁しましたように、住民、議会等で今後協議会等を設置して、南関町にあった公共交通について、十分協議していく必要があると考えているところです。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） はい、再質問を開始してください。2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この交通システム、今進捗状況をちょっとお聞きしましたけど、南関町の総合振興計画ですね、前期は一応、平成18年から22年の5カ年ですけど、この中にですね、交通確保をうたっています。その主要施策ではですね、バス路線維持と維持を推進するとともに、NPO等による福祉輸送サービスの検討を行っているとなっています。これは後期も、後期は23年から27年ですけど、この施策もですよ、施策もですね、前期とあんまり文章は変わらんとですよ、ただ、乗り合いタクシーが出てくるだけなんです。それでですね、後期の振興計画はですね、交通確保のほうですけど、これはあと残り2年4カ月しかないんですよ。NPO等による輸送、福祉輸送かな、これは7年と8カ月、乗り合いタクシーは2年と8カ月、一応、こう計算しますと検討されております。これはNPOのですね、検討は、これはどうなってるんですか。ちょっとお伺いします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 一応、検討は行っております。高齢者移送サービスについては、南関町社会福祉協議会に委託。それから福祉バスが直営で行うのが現状であるという考え方でこれまで進めてきました。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） NPO等ですから、今の福祉バス、高齢者福祉バスも含まれておると考えてよろしいんですね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） はい。そのように考えております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今年の3月の議会です、町はですよ、近隣市町村においてですね、予約制乗り合いタクシーで成功している例もあると、しかし南関町はやっぱり実情がちよっと違うんだと、ですから、今後のですね、高齢者等の交通手段の確保はですね、どのような手段がいいのか、結論は出たのかなとちょっと今日は尋ねたかったんですけど、先ほどですね、やっぱり福祉バス、それと福祉タクシーの要件緩和などの改善が望ましいとの考えのようですが、どれが改善か方向性は出してないとの、確か答弁だったと思いますけど、これは早く本当、出してもらい

ですね。道筋をつけてもらいたいです。計画内ですか、振興計画の内にできますかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 先ほど町長の答弁の中には、住民、議会、それから行政も交えた中での協議会をつくっていきたいという考え方でお答えをしました。町長の任期も4月まででございますので、その期間内ではですね、十分検討の期間が間に合わないだろうというふうに思っております。

次期町長に引き継ぐ課題であるかというふうに考えているところでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） ぜひ、お願いしておきます。

一応、計画は27年までになっておりますので、この南関町にはですね、南関町公共交通協議会があると聞いておりますけど、この前のときも多分、総務課長が答えられたと思いますけど、これは大体、いつごろできたんですかね。よろしければですね、構成とかをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 南関町公共交通対策協議会の設置につきましては、平成20年6月23日に設置をしております。

それから次にお尋ねの構成でございますが、南関町としまして副町長、それから住民又は利用者の代表としまして、南関町区長会、それから南関町老人クラブ連合会、それから一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者として、産交バス株式会社、それから西日本鉄道株式会社、それから有限会社南関タクシー、それから社団法人熊本県タクシー協会、それから社団法人熊本県バス協会。

次に、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者として、熊本県自動車交通労働組合、それから国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者として、九州運輸局熊本運輸支局が入っております。それから南関町の道路管理者として南関町建設課が入っております。

以上が構成でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい、ありがとうございます。

今、いっぱい言われたですけど、計算すると何名になつとですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 11名の構成です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

この協議会ですよ。これは大体、開催っていうのは、大体、何回ぐらいされてるんですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 3年に1回開催しております。

3年に1回開催しますのがですね、有償移送サービスの場合につきましては、登録期間が3年でありますので、更新を踏まえて3年に1回開催しております。前回開催しましたのが、平成23年7月22日に開催しているところでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この3年に1回と言われましたけど、この公共交通の協議会ですけど、先ほど町長が言われた住民交えての協議会とは、ほんならまったく別ということですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） はい、先ほど町長が答弁しました協議会とは全然、別な組織でございます。

福祉有償運送を行う場合については、国土交通大臣の登録を受ける必要があります。その協議会の中で合意形成がなされなければ登録できないというふうな条件があります。現在、福祉有償移送サービスについては、この登録の期間が3年でございますので、3年に一遍この会議を開いているということでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい、わかりました。

私も何か、今の公共交通協議会かなこちらのほうでですね、例えば町としては乗り合いタクシーはあんまり好ましくないようなことを言われるんですけど、こういうことを私はここで討論するかなと思っただけですけど、まあ、それよかです。3年に1回ということならですね、ただですね、この振興計画を見ますともう結構、年数が経つととですよ、もう検討はですね、私は十二分に検討されております。やっぱりですね、私は誰でもやっぱり利用できるですね、私は特にですね、求めに応じる、やっぱり求めに応じて運行するですね、私はデマンド交通が、私は一番いいと思っておるんですけどね、自宅前からですね、庭先からですよ、町内でのですね、好きな場所に運行してくれるシステムが本当は私はいいいと思いますけど、よろしければですね、またこういうふうに検討をされておりますので、検討から実施してもらいたいです。

2番目にちょっと移ります。路線バス維持ですね、多額の費用を要するが、今後の見通しについてですが、平成24年度の委託補助金は3,310万円ですかね、ちょっと言われておりますけど、これは10年前の平成14年はですね、委託補助

金は1,521万円で、それと平成19年は2,317万円、これ5年前で1.53倍、10年前から比較するとですね、2.17倍になつとるですね。町民1人当たり計算するとですね、23年度は2,990円でした。24年度はですね、3,084円になります。運行効率を上げるためにですね、先ほども言われましたけど、ダイヤ改正、運行回数とですね、見直しがなされているが、やっぱり利用者はやっぱり減り続けているんですね、減り続けるということはですよ、やっぱり路線バスの委託料補助金は年々、私は増加すると思いますが、先ほど増加すると思いますがね、5年後、10年後ですよ。そういう試算をこう、一応、されたこと、検討されたことはございますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 具体的に試算はしておりません。

路線バスのこの補助金については、年々増額していると、その主な理由がやはり乗る人が少なくなってきたというのがやっぱり大きな理由でございます。

その乗る人が少なくなったという理由は、それぞれの家庭に自家用車を持っておられて、バスに代わってきていると。路線バスの現状を見ても2時間に1回の運行とか、または1時間に1回という運行のために、どうしてもその利便性に欠けるという部分があって、乗る人が年々減ってきているというふうな状況です。

それとあわせて、やっぱり燃料費の高騰等がありまして、補助金については増加傾向にあるというふうな今後ついてくるものかと思っております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい、わかりました。

それと、委託運行していますね。庄山線ですけど、これは23年度は、委託金は1,377万円ですね、私は最初、3月の質問のときに「わあ、これはうらやましい」と思うです。例えばですね、ある路線なんか、廃止路線なんか委託料も払っていないですね、庄山線は非常に優遇されと言ったらちょっと語弊がありますが、よくされております。

それでですね、23年度、それ今言いました1,377万円ですけど、昨年はですね、昨年度はこれ945万円になつとるとですよ。委託料がちょっと減っておりますけど、これはどういう意味でしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） この委託路線については、平成24年度が利用者が増えたということでございます。この利用者増につきましては、西鉄の交通調査によって算出されたものでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今後、利用者が増えるとずっと委託金ですか、あれは減るということですね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 西鉄バスも、産交バスも利用者が増になれば、町の補助金は減少することになります。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今度、九州産交グループですね、これは2社ですけど、今年の10月にですよ、国土交通省にですね、これは値上げの申請を行っております。熊本都市バス、熊本バスも値上げ申請しております。でですね、町にもですね、値上げの申請をしておるなら、町にもですね、委託料とか補助金をちょっと上げてもらえないかという、そういう申請はしてきているんですかね、申請はあってますか。それからですね、申請の方法ですけど、これは会社から来られて、書類もって来られるんですかね。ちょっとそこんどこ。

それともうひとつついでに、西鉄バスのほうは、値上げのほうは何か把握されておりますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） まずですね、運賃の値上げについてはですね、それぞれのバス会社から町に通知もあっております。

それから、運行費の補助金のご関係でございますけど、最新の文書でいきますと、平成25年11月15日の文書で、産交バスから町長名にきているところです。

補助金の交付を受けようとする理由というのが、この中で書いてあります。その中を見ていきますと、コスト面におきましては、車両老朽化に伴う、代替え車両貸借として中古車、小型車両購入支出への強化を図っておりますものの、代替え対象車の購入めどが不透明で、その影響としまして車両修繕等の増加がなっていると、基本的には全国的に、地方乗り合いバス事業を取り巻く環境は、依然として厳しく、過疎化の進行やモーターゼーションの進展による、バス利用者の減少は歯止めがかからず、経営状況は深刻な問題となっております。お客様の減少により、輸送人員は前年より2.2%の減少となっていると、これは産交バス全体ですけど、本年度経常損益は前年に比べ8億9,000万円の悪化となっているということで、補助金の値上げの更新性の理由として、そのような内容が書いて、記載されております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、補助金の値上げ申請が上がっておると言われましたけど、大体、何%ぐらい上がるとですかね。

○議長（本田真二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 今回、12月の補正で300万円近く、当初予算よりもですね、増額を見ておりますので、1割程度の増加かなというふうに考えております。

○議長（本田真二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

それと、このバスの補助金ですね、県からの補助金があると思いますけど、確か、生活交通維持ですかね、活性化総合交付金で、23年度は233万2,000円きてます。24年がですね、289万4,000円ですけど、以前は何かこの交付金ですかね、県からの補助金は年々減っているということをお聞きしたんですけど、今回、これ見ますとしゃが少し増えておりますけど、このこれはなぜですかね。

○議長（本田真二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 産交バスについてはですね、熊本県全体の路線で見えております。各市町村の補助金ですね、額で算出する、各市町村の補助金の額で算出され配分されます。特定の市町村が多くなれば、他の市町村の額は減少することになります。

ちなみに、県予算がどれくらいのこの補助金を充てているかと言いますと、平成23年度で2億1,781万円です。それから平成24年度で2億1,781万円、23年度と24年度同額です。平成25年度が2億1,591万9,000円となっております。

○議長（本田真二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい、わかりました。

じゃあ、今回だけちょっと上がっておりますけども、見通しはまだわからないということよろしいんですね。

○議長（本田真二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） この県からの補助金についてのちょっと見通しがですね、現在立っておりません。

以上です。

○議長（本田真二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この交通ですね、交通の維持費ですね、出してもやっぱりですね、いつも言いますが、路線バスが運行してないところがあるんですよね。これは基本方針ではですね、やはりだれでも利用できる公共交通の維持に努めます

とうたつてあります。維持もですね、大事ですが、路線廃止バス、交通不便地帯の方々にですね、足の確保をすべきですよ。やっぱり足の確保をですね、行っていますが、確かに幾つかはなされております。しかしやっぱりそういうとに、ニーズにあつてないんですよ。廃止路線バスですね、南関外目線、八田から杉本線、この路線ですね、さっきも言いました。どれだけの人がですね、不便を感じているか。これは免許を持っていない人、また、高齢者等は何人か一度ぐらい調査されたことございますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） これまで調査したことはございません。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 車の運転免許をですね、持っていない人、できない人ですね、把握がわかればですね、私は苦勞されてる方々の気持ちですね、私はわかるんじゃないかと思つてちょっと質問したわけです。この車の運転はですね、やっぱり誰でもがやっていると、当たり前だとやっぱり考えてはいけないと思うんですよ。歩いてみてくださいよ一度ぐらい。不便さが私はわかると思つます。

隣の荒尾市、玉名市ではですね、路線バスが廃止になった時点でですね、代替え交通を行つております。地域でやっぱり安心してですね、暮らしていくにはやっぱり幾つかの施策があります。この交通問題はですね、やっぱり利用したいときに動けない、行けないではですね、今全国から注目されている「住んでよかったプロジェクト」に私は反しないかと思つておるんですよ。やっぱり廃止路線バス、交通不便地帯の方々にですね、一日でも早くやっぱり手を差し伸べるためにもですよ、調査をしてもらいたいんですけど、どうですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 今後、協議会等をつくつて実際、住民の方、交通空白地帯、交通不便地帯の人がどういうふうな交通手段を現在、例えば、買い物に行くとか、例えば、病院に行くとか、どういうふうな交通手段をとつていらっしゃるのかというのは、やっぱり調べてみる必要があるかもしれません。

現在、考えているのが、自家用車を持っているとか、持っていない人についてはどういうふうな方向手段をとつているのかと、隣近所の方、家族の方の送迎もあるかもしれません。そういうことも踏まえて、どういうふうな交通手段をとつていらっしゃるかというのは、やっぱり今後実態調査をする必要があるのかと思つております。

そういうことを踏まえて、今後設置を考えております協議会の中で、検討していきたいというふうにご考慮しております。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） はい、ぜひ、お願いしておきます。

3 番に移ります。この廃止路線バス、不便地域ですね、代替え交通の取組みについてはですね、どのように進んでますかの質問では、やはり今言われました福祉バス、福祉タクシーの利用制限の緩和が望ましいと考えるといわれましたが、やっぱり緩和はどのような緩和を考えておられるのですかね、ちょっと質問いたします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） まず、仮定の話でございますけど、福祉バスについて、今後どういうふうな運行をしていった方がいいのかということを考えてみますとですね、今現在、28 人バスぐらいのちょっと大型ですので、あれを10 人ぐらいの小型化をして、2 台で1 日おきを1 日で運行できる方法があうのかなというふうを考えることもできるのかなと。

それからタクシー助成事業を考えて見ますと、現在、免許証を持ってない家庭又は免許証を持っていても病気とかで車に乗れない人が対象となっております。家族に持っていらっしゃる方が、免許証を持っている方は対象になってないというふうな状況ですので、そのところを要件を緩和していくことも考えられるんじゃないかなというふうなことを考えれば、交通に不便を感じられるところの対策にはなってくるものかと考えられますけど、仮定の話でございます。今後どういう形で進んでいくのかというのは、協議会の中で論議していきたいと思っています。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 十二分に検討をされてですね、もう検討はよろしいですから、実施のほうによろしくお願いしておきます。

路線バスがですね、やっぱり廃止になったところをですね、やっぱり隣の荒尾市でもさっき言いましたけど、玉名市でもですね、やっぱりすぐ対応されております。南関町も住民の立場に立てばですね、すぐにでも対応すべきです。住民あってのやっぱり行政ですよ。冒頭でも言いましたがですね、瀬高南関線これは本当に21 年の10 月です。4 年前です。南関荒尾線これはですね、平成4 年10 月ですよ。本当にですね、21 年経っているんですよ。本当に皆さん不便されております。やっぱりそれでもですね、何と言いますか、路線バスがあってもですね、バス停まで遠いですね、その地域の人やはりですね、廃止路線の人と同じ境遇と思います。玉名市、今言いましたけど、荒尾、玉名市言いましたけど、玉名市でもですね、もう実証運転をしながらいろんな人の意見を聞いておられるんです。やっぱりですね、先ほど言いました20 何年もやっぱり不便地帯が、バスが通つとらんということは私は異常じゃなかろうかと思えますけどね、代替え交通されてないのがですね。やっ

ぱり玉名市なんかですね、これはここは乗り合いタクシーですけど、やっぱり利用者はですね、「歩く距離が短く、料金も安く助かります」とこう言っておられます。来年3月までは利用状況を調べる実証運行ですよ。それで26年度から本格的に運行するようです。やっぱり一番いいのはやはり私が言いますが、実証運転をしながらですね、利用者の声を聞く。これは素晴らしいことですよ。私はこれを取組んでもらいたいです、一日も早く。

今、乗り合いタクシーの、予約型乗り合いタクシーですね、あんまり町は、あんまりそちらに重点は置かないみたいですけど、県内ではやっぱり16町村がデマンド交通、デマンド型の乗り合いタクシーを運行しておりますけど、どのくらい、どこか御存じですか。隣、玉名市、荒尾市、以外に何か。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 長洲町のデマンドタクシーですね、NTTがシステムを導入したところがあります。そういう状況ありますけど、デマンド、ドア・ツー・ドアのデマンドタクシーのその問題点については、いわゆる町内だけの運行と、よその玉名市、荒尾市については、路線バスを廃止したことによって、その乗り合いタクシーとかデマンドタクシーに切り替えてきておりますけど、管内だけの取り組みだけならそれでもいいと思います。ただ、南関町の路線バスにつきましては、南関から玉名市、南関から山鹿市、南関から大牟田市というふうな、隣の隣接地との連携するバスでございます。この路線バスが簡単に廃止できるのかということちょっと今のところ町長の答弁にもあったとおり、ちょっと厳しいものかなと。よその市が路線バスを廃止したために、代替え措置として乗り合いタクシーを導入してきたということがございます。ただ、基本的にデマンドタクシーなり乗り合いタクシーというのは町内を運行するシステムでございますので、先ほど言いました福祉バス、福祉タクシーの要件緩和等が南関町の交通対策としては、現在のところ望ましいものではないかなというふうには考えております。

それと先ほど言いました。デマンド型タクシー、ドア・ツー・ドアの視点については、初期投資1,500万円、それから運行で、1台当たりの運行で年間700万円の経費を要すると、その経費を要するなら、タクシー助成事業の要件緩和の拡大、福祉バス等の運行の回数を変えたり、バスを変えたりして、きめ細かな小型化に変えて、地域を連携するようなシステムが望ましいんじゃないかなというふうな考え方がありますので、デマンド型の部分については、積極的に取組んで、考えてないというふうな状況でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 乗り合いタクシーはあんまり、何度も言いますが、あん

まり乗り気じゃないというようなお答えですけど、この財政ですね、やはり国・県とかいろんな補助事業があると思いますけど、これは例えばですね、過疎集落等自立再生事業ですか、対策事業とか、こういろいろありますけど、アンテナをですね、国・県とか向けておけばいろんな事業があると思いますけど、これは南関町にあったですよ、何か交通システムに補助金事業、ほらなかったですかね。なかて言うと失礼ですが、あったと思いますけど、幾つかあると思いますけど、何か調査されましたかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 路線バスを廃止して、それに代替え運行をするためのシステムとして、フィーダー系の補助金というのがあります。いわゆる、例えば、南関から玉名まで1本の路線があって、南関がその路線バスが廃止されると、それに伴って乗り合いタクシーとか、そういう制度を設けた場合、地域と連携する場合に、フィーダー系というような補助金があって、2分の1の補助制度があるのはあります。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） そういう制度があったらですね、やっぱり南関町の廃止路線バスもありますから、私はそういうのは早めに利用してですよ、私は対策を、住民のために、困ってる人のために対策をとるべきじゃなかったのかなと思っておりますけど。

もしですね、そういう事業がですね、まだまだあるならですよ。されるなら私はその廃止路線バスに特にですね、力を入れてやってもらいたいです。やっぱりですね、こう私は思うんですけど、これは誰でも利用できる公共交通ですよ。子どもからお年寄りまで、そして孫までですね、いつまでも続く公共交通と一緒にやろうじゃありませんか。早めにせんと本当にですね、困ってる人がいっぱいおります。やはりですね、私は行動と思うですよ、机の上の討論じゃなくてですね。やっぱり議論をし、そして実証運転を本当やってもらいたい。大きい声で私は言いたいです。地域のことをですね、地域でこう、地域でおって言われます最近ですね。地域の活性化がなくしてはですね、これはまちづくりはできないですよ。公募方式でも考えます私は。

そういうこつもあると思いますけど、どうですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 高齢者の皆さんが、交通手段がないために買い物にもいけない、病院にも行くことに不便を感じるという現状が、南関町の住民の皆さんにどの程度不便さを感じていらっしゃるのかという部分、先ほども少し述べましたが、

実際の路線バスの利用も含めて、福祉バスの利用も含めて、福祉タクシーの利用も含めてですね、やっぱり全体的に実態の把握をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

路線バスを利用してくださいと言っても、なかなかその利用者が増えていかないのが現実かなというふうに思います。町としてはその広報に路線バスを利用してくださいと、少しでも補助金が、経費が下がるという意味をこめて、年に一遍程度、路線バスの利用拡大についての広報もしておりますけど、現実的には時間帯の状況もありまして、路線バスを使われない方も、ほとんどじゃないかなというふうには考えております。

いずれにしましても、どういうふうな交通手段を住民の皆さん、特に交通手段がない住民の皆さんが現在、取られているのかというのは把握する必要があると思っております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 把握されるために、やっぱりアンケートとかとるべきだと思いますけど、以前、総務課長やっぱり一度言われたですね、住民の皆さんの意見、アンケートを踏まえて、今後の対策について検討していきたいと。この何かアンケートをする何か段取りとか、取組みは今どうなっておりますかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 以前、答弁で住民の皆さんの状況を把握するためにアンケートの手段が有効かなというふうにお答えをしたことがあります。ただ、アンケートの質問の仕方によってはですね、ちょっと誤解を招く項目も出てくるかもしれないというのが危惧しております。根本的に南関町がどのような交通手段を考えていくのかという部分も含めて、そのアンケートの項目も含めながら、今後の協議会等で協議していかなければ、誤った方向にそのアンケートをとってしまうというふうなことが心配されましたので、アンケートの取り方ひとつによってですね、ちょっと難しさを感じていたところでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 荒尾市ではですね、やっぱり交通の不便地帯の皆さんの声を聞くためにやっぱりアンケート又は路線バス再編という地域の課題などをテーマにですね、住民懇談会が開かれました。路線バスはですね、やっぱり隣の大牟田市でもですね、存廃には大きな関心もたれております。バスが廃止されたらですね、生活に影響します。特に高齢者の方々のですね、交通移動手段、移動手段がですね、なくなればやっぱり先ほども言われております。通院、毎日のですね、食料品の買出しが本当に困難になります。死活問題ですこれは。我が町でもですね、早く懇談

会を行うべきですよ。例えばですね、題名として「地域の交通を軸としたまちづくり」そのような懇談会でもいいと思います。本当にですね、困ってる方ですね、地域の声を聞いてください。聞いていつも言いますが、実行してもらいたいです。やっているところもこうしてありますので、行ってください。

ところでですね、今、高齢者の運転による事故が増え続けておりますけど、防止対策はですね、やはり免許返上ですかね、免許の返納が一番ですが、しかし今、言っております交通問題で不便地帯、そういうところの人はですね、やはり交通手段を失うですね、昨年ですね、自主的に免許返納した人65歳以上ですけど、これは全国だと思っておりますけど、11万人です。平成15年のですね、15倍になっているんですよ。南関町でも返納者は多いんですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 玉名警察署に確認したところですね、高齢者の返納は平成24年1月から12月31日までで4人でした。平成25年の1月からですね、12月までですけど、18人と増加しております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 隣の大牟田市ではですね、今年の12月からですね、タクシー協会に加盟している10社ですね、これは運転免許証を自主的に返納した方にはですね、運賃料金を値引く制度を行っております。これは1割だそうですよ。やっぱり高齢者の交通事故抑制にもつながりますからですね、今、南関も倍以上、4倍ぐらいですけど、やはり安心してですよ、返納されるようにやっぱりもう少し南関も制度をちょっと設けたがよろしいと思います。そのあたりもやはりですよ、早く福祉タクシー、乗り合いタクシーじゃなくて福祉タクシーですか、そういうのを緩和をしてですよ。早く本当に進めてください。

それとですね、やっぱり高齢者の方は本当、さっき言いました免許証は、返納は3倍ぐらいになっとるんですけど、本当はもっと返納したい人が多いんですよ。しかしですね、やっぱり交通の便がないから仕方がないと、だが運転が怖い、本当は怖いけど運転をしよるんだと、利用できる交通機関がですね、ないので仕方がないとお年寄りの、高齢者の方は言っておられるんですよ。こういう話を聞かれたことはございませんか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 私の、今、特に聞いたことはございません。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 私はですね、よく聞くんですよ。もう5年後、10年後をですね、考えよるともう不安と、事故は家族も心配しております。安心して暮らせ

るようにですね、やっぱり求めに応じて、私は運行するやっぱりデマンド交通が一番だと思いますけどね。先ほど初期投資とか運営費が高いといわれておりますけど、外出支援を手厚くするためにですよ、やっぱり誰でも利用できるなら、私はこのシステムもいいんじゃないかと思っておりますけどね。

そこで最後の4番の質問に移りますけど、公共交通により円滑にですね、誰もが移動できるよう、南関町公共交通基本条例を制定すべきと思うが、町の考えを伺いましたが、やはり検討する協議会を組織して、議論できればという答えでした。

今のですね、路線バスの確かに何度も言いますが維持も大事ですが、利用できないですよ、また不便地帯の誰もが利用できるようにですよ、これは公共交通基本条例をつくりですね、交通空白地帯、不便地帯又はですね、交通準不便地域の検討もいいですよ、どうも先ほど言いましたけど、検討が多すぎです。長いです。議論だけじゃなくし、やはり定義を設けるべきだと思います。

今、町ではですね、高齢者の方々に先ほど出てますけど、三つの移動手段があります。高齢者移送サービス、これは65歳以上で、体が虚弱又は寝たきりの状態にある人ですかね。常時介護を必要とする人ですが、これ一人暮らしのですね、人にもこれは公共機関を利用して外出ができない困難な方も利用できることになっておりますけど、これは一人暮らしの方のですね、移送サービス、これは今、どのくらい利用度があってますかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 一応、移送サービスということで、24年度の実績でございます。

今、境田議員さんがおっしゃったように、高齢者関係の移送サービスにつきましては有償で行っております。有償ということで運行にはいろんな規定があるところですけども、一応、通院等、それから施設あたりを利用されるときということで、町内と町外に分けて申し上げますと、24年度の実績が町内で122回です。それと町外22回、これは延べ回数ですけども、一応、この移送サービスというのは、一応、陸運局等の規定で登録制ということでなっております。その関係で、24年度については、登録者数が33名というところでございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今のは一人暮らしですね、一人暮らしの方ですね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 一人暮らしということに限っておりません。

と言いますのが、大体この移送サービスというのが、介護者が必要な場合という

のが主な採択ということで、やはり介護者がいるということであれば、普通の車いすとかそういった場合もありますので、普通に於けるタクシー、それから路線バス等が利用が困難ということでこの事業が実施された経緯がございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） いや、今、高齢者移送サービスはですね、何か動けない、例えば、体が悪い人と書いてあるですけどね、もうひとつですよ、一人暮らしでも利用されるようなこと書いてあったもんですからね、一人暮らしの人がね、利用度がどんくらいかなて、ちょっと尋ねただけです。いや、よかですもうそれで、はい。

それと、巡回福祉バスですよ。利用できるのはですね、町の施設を利用するときにはやっぱりこれは公共交通機関かな、に乏しい地域と、地域の住民となっています。これ乏しい地域で言ったってですね、これぼやけとっですね、これ。私は南関はどこでんじやなかろうかと思うとですよ。先ほど言われた2時間に1本しかなかともあるて言われたからですね。これを利用してやっぱり先ほど総務課長が言われとるように、やっぱり早めにですね、私、対策をとってください。ぼやけているやっぱり規約網というかな、どこか場所をやっぱり限定したがいいと思うですよ、はっきりと。あとでちょっとこの件じゃ聞きますけど、今、二つ、三つしておりますけど、タクシー助成もしております。タクシー助成はですね、やっぱり今、高齢者の方がもう使っておりますけど、何か非常にこう書類書くのが面倒くさいんだと、何かもうちょっと簡素できないかという話も聞きますけど、まちづくり課長どうですか、そういう話は。もっと簡素化するか何かお話出てませんか。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） はい、私はまだそこまでの話は聞いたことはございません。

ただ、中身についてはですね、やっぱりその出発地、到着地、それから内容等をですね、書くことになっております。やっぱりその利用される方が、高齢の方が多いいということになれば、やっぱりそのようなことも改善すべきじゃないかとは感じてはおります。

以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） わかりました。

この不安を取り除くためにですね、やっぱり一日でも早くですよ、公共交通基本条例を制定してですね、安くて安心して誰もが利用できる公共交通をやっぱり取組

むべきです。

以前にですね、これは交通空白地域、先ほど言いましたちょっと福祉バスに書いてありますけれど、乏しい地域と言いましたけど、やっぱりですね、これをはっきりするためにもですね、この交通空白地域、不便地域の又は定義を、私は設けるべきだと思いますけど、以前、南関町はないといわれましたけど、今、どうですかね。考えておられますか。先ほど言いましたやっぱりぼやけとつとをはっきりするためにはですね、私は早めに設定して、設けた方がいいと思いますけど。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 交通空白地域なり、交通不便地域を何らかで規定するということになれば、何らかの条例なり、要項なりを定める必要があります。

それをどういうふうに定めるかというのが、基本的に南関町の公共交通をどうあるべきかという部分の基本制がやっぱりできてないと条例等は制定できないし、その交通空白地域なりもできないと。

どういうふうな南関町にあった条例をつくっていくのかというのが課題だろうと思うし、最初の答弁の中で、熊本市の交通基本条例については、要するに自家用車から公共交通に切り替えていきたいと思いますというのが大きな考え方が、熊本市の考え方があります。特に熊本市の場合は、都市部であるし、交通便がいいところもあります。路面バスもあるし、JRもあるし、そういう便がいいところ、交通便がいいところについては、そういう自家用車から車に変えていくことによって、地球温暖化の対策になるとか、そういうことも踏まえた形の熊本市の交通対策基本条例であるのは事実でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい、わかりました。

しかし、私もですね、何度も言いますが、やっぱり廃止路線バス、不便地域の住民の方は、本当に困るととですよ。住民が暮らしているですね、地域で何が、何に困っているのか、直面しているか、やっぱりこの声を私は聞いておるからですね、こうやって私は代弁してお話しをさせてもらっております、ですね。やっぱり町はですね、深刻さを理解すべきです。そして対応してください。それで交通空白地帯、やっぱり交通不便地域又はですね、準交通不便地域の定義をやっぱり設けてもらいたい。後期の振興計画はもう2年と4カ月しかありません。もう期待しておりますので、よろしく願います。

まとめに入ります。

住んでよかった事業でですね、今、19の事業を行っております。行っていますが、南関町に交通不便地帯、南関町交通難民がいて、やっぱりおかしいですよ。交通空

白の解消はやっぱり早めに解決すべきです。先ほども何度も言うておりますけど、地域活性化なくしてですよ、まちづくりはできませんよ。前回のですね、9月議会で児童・生徒の食物アレルギーについて質問しましたが、そのとき教育長はですね、自分が現職時代のときは、食物アレルギーによって起こるアナフィラキシー症状、それによつてのショックでの死亡事例についてですね、まったくそういう病名さえも聞いたこともなかったと確か言われたと思いますが、同じようにですね、昔は交通難民の話はなかったですよ。今は状況が変わっております。南関町も廃止路線があります。また、路線バスがあつてもバス停まで遠い、まずはこの地域から実証運転をすべきです。先ほども言いましたが、路線バスがなくなってですね、何年辛抱すればいいんですか。長いところで21年です。困っております。もう待てない人もおります。また不公平です。地域を軸とした交通システム、公共交通条例の制定を急ぐべきです。荒尾市でもですね、廃止路線が、路線が廃止になった時点ですよ、これは代替え交通を行つております。やっぱり素早い対応こそですね、私は住民福祉向上につながると思います。これがやっぱり行政じゃないでしょうかね、行政の仕事ではないでしょうか。近隣に負けずですよ、取組んでもらいたいですよ。一日も早くですね、交通不便地域の住民にも足の確保と、住民は求めております。求めに応じて答えてください。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で、2番議員の一般質問は終了しました。

ここで10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） こんにちは。6番の島崎です。一般質問を行います。

今回は、二つのことを出しております。役場庁舎と町公民館の建て替えです。そして協働のまちづくりへ向けた防災・減災の取り組みということになります。これは主に自主防災組織についてお尋ねしていきたいと思つています。

本庁舎の建て替えといいますと、この問題、一番大事なことは公共施設の再編とこのをどう考えるかということの中で、捉えて見ていくべきだろうと思つています。大所高所から、また大局的な見地から考える必要があるだろうと思つています。子どもたちが少なくなる、また高齢化が進んでいくそういう中で、町のランドデザイン

をどう書くのか、描くのか、その中で役場をどうする、施設をどうして配置をする、それを考えなきゃならないと思います。南関高校の跡地の問題が出てきます。また、5年先の「うから館」の存在があります。また、小学校の統合という話もあるかもしれませんが、校区、校区でやっぱり学校というのは拠点になっている現実もあります。これは確保しなければならない。また、今まで一生懸命に頑張ってきた方々の最後の施設とも、住まいとも言える延寿荘、老朽化著しい延寿荘のことございます。そして、子育てしやすい町を目指すならばいろんなサポート、そして施設的な拠点もつくらなければならない、また、町民の皆さんが集う交流の場も必要であろうと思います。

そして、今までずっと話に出てきておりました、境田議員も言われておりましたが、交通体系ということで、結んでいかなきゃならないことがございます。施設をつくる場合に、これから施設をつくる場合に、やっぱり高層化ではなくて、やっぱり平屋というのが多いようでございます。安全性の面から、また、移動のしやすさの面から1階、2階の広い建物になってくる。特に医療関係、福祉関係そのような方向にあるようでございます。同時にそういう施設をつくる時には、広い駐車場が必要でございます。あわせて忘れてはならないのが耐震というのはもとより、地盤、水害が起きないようなところ、土砂崩れが起きないようなところ、心配がないところ、また今、深層崩壊というのもございます。そういうところで場所選びを進めていかなきゃならないというふうに思います。そういうようなたたき台を早めに示して、そして町民の皆さんと対話をもって進めていかなきゃならない、それがこの建て替えの問題ではないかなというふうに思います。

今回は、役場庁舎と町公民館共に、耐震基準に満たず、補強できない、難しいという状況と伺っております。町長は、建て替えの意向を示されておるようございます。庁内協議はどうなっておりますでしょうか。お尋ねをいたします。

また建て替えは町の将来を見据えて、場所や規模、財源をどうするかなどを、十分な町民の皆さんとの議論が必要と考えます。町長のお考えをお尋ねさせていただきます。

次に、協働のまちづくりへ向けた防災・減災の取組みということでございます。

ひとつ紹介なんです、東洋経済という雑誌がございまして、これは2013年8月3日の分でございまして、住んで得する町、住んで損する町、得する町という特集がちょうど組んでありました。住んで得する、損するですね、こういうのがありまして、この中にですね、興味深いちょっとありました。その得する町、損する町の四つのキーワードが、三つのキーワードが上げてありました。

一つが、子育て、教育。一つが、高齢者、健康。そして、不動産と防災。それか

ら住民参加。四つですね、子育て、高齢者と健康、そして不動産、空き家のことで  
すけども、防災、そして住民参加となっております。

住民参加というのが、積極的な町は得する町だということを書いてありました。  
つまりこういうことです。「積極的に行政に関わることができれば、自分たち町民  
が望むサービスを受けられる。市民、区民、町民ですね、たとえば、行政サービス  
の一方的な受け手と思いがちだけれども、いまやほとんどすべての自治体のほとん  
ど多くのところで、情報公開条例が制定されるなどですね、住民参加、町民参加の  
行政運営ができやすい土壌づくりが整ってきた。」とそういうようなことで、行政  
に住民が、町民が、積極的に参加することがサービスの充実につながるし、ひいて  
は住んで得する・損する町になると、得する町になるというようなことで、この雑  
誌には書いてございました。

そのようなところで、今回は協働のまちづくりということでお尋ねをいたします。

協働のまちづくりで大事なことは、自分たちが暮らす地域は自分たちで守るとい  
う意識でございます。もちろん行政のこのサポート、導きが大事でございますが、  
全国で大規模災害が相次ぐ状況を踏まえて、防災・減災は誰にとっても共通した課  
題であろうと思います。協働のまちづくりへのひとつの扉と言えると思います。今  
回は、町内で設立が進んでおります、自主防災組織の活動促進など、今後の取組み  
について、執行部の姿勢をお尋ねしたいと思います。

以上、二つでございます。よろしくお願いいいたします。

その後の質問につきましては、自席から続けていきます。

○議長（本田眞二君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました。6番島崎議員の役場庁舎と町公  
民館の建て替えについてのご質問にお答えいたします。

平成24年度において、役場庁舎と公民館の耐震診断を実施したところ、役場  
においては、1階のコンクリートの強度が不足している。その強度に対する補強方法  
がなく、改築が必要であるとの診断結果でございました。また、公民館においては、  
公民館等は補強が必要であり、大集会室ホールは、補強の方法がない、改築が必要  
であるとの診断結果でございました。

このため、本年6月に総務課、建設課、教育課の課長補佐、係長で役場庁舎等耐  
震化対策事前検討会議を組織して、建て替えについてのあらゆる面から調査、検討  
することにし、これまで4回の会議を開催したところでございます。この会議では、  
検討した事項は、建て替えに必要な財源の確保、建て替えの場所、建て替え方法等  
を検討し、建て替えの方法として、九つのパターン化をいたしました。特に、建て  
替えの財源につきまして、当初、緊急防災減災事業債充当率100%、交付税算入

70%の制度の活用を考えていましたが、熊本県と協議を行った結果、この制度の活用が困難であるとのことであったから、いかに財源を確保するか重要課題となっているところでございます。いずれにいたしましても、庁舎、公民館は耐震基準に満たないため建て替えが必要でございます。今後、住民代表や各種団体、議会等構成委員として庁舎等建て替え検討委員会を設置して、検討していく必要があると思っております。しかしながら、私の任期も残りわずかでございます。到底、任期中には解決できないものでありませんので、次期町長に引き継ぐ最重要課題となっているところでございます。

次に、協働のまちづくりに向けた防災・減災の取組みについての質問にお答えいたします。

自主防災組織は、自助・共助の大きな柱として、地域の防災力を高める重要な役割を担っております。平成7年1月に発生した阪神淡路大震災や平成23年3月に発生いたしました東日本大震災は、地方自治体も行政機能が停止するなどの大被害を受け、行政がなし得た役割は極わずか、防災のためもっとも機能したのが地域住民だったことが検証されております。このようなことから、熊本県は自主防災組織の県内組織率を80%に達成することを目標として、自主防災組織設立促進補助金制度を設けたところでございます。南関町におきましても、この制度を活用するため、平成24年2月に補助金交付要綱を制定し、各行政区の自主防災組織の設立に取り組みました。この結果、平成25年12月1日現在では、2組織の行政区を4地区となり、本年度中には全行政区の組織化を目指しているところでございます。

次に、すでに設置された各自主防災組織の活動状況を見ますと、設立はしたものの活動が停止、低迷している組織が多くあり、活動の活性化が課題となっているところでございます。このようなことから、本年度に向けて、各自主防災組織の連絡協議会を設置し、お互いの情報交換、防災研修、避難訓練などを実施できる体制の強化や地元消防団との連携を図ることが必要であると考えております。

詳細につきましては、担当課長よりお答え申し上げます。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 私のほうから、今、町長の答弁の中にありましたことについて、若干説明をいたします。

まず、役場庁舎等耐震化対策事前検討会議という組織をつくったということの話がありました。この組織はですね、庁舎等建て替え検討委員会、その後、町長の答弁の中にもありましたその検討委員会の事前の会議として、庁舎を建て替えする場

合に、どういうパターン化ができるかという部分の中で、どういうパターンがあるかという分の中で検討したところでございます。第1回の会議を今年の6月25日に開催しております。その後、8月28日まで4回の会議を開催しております。九つのパターン化をしたということで、どういうふうなパターン化をしたかといいますと、現在の敷地に建て替えをするパターンを五つ検討しております。それから、新たな新規用地に建て替えをする検討を二つ検討しております。それから、建て替えの方式としてPFI民間資金を使った建て替えができないかということで、現在地に建て替える場合と、新規用地に建て替えをする場合という部分の中での検討を行って、建て替えの状況等を踏まえて、九つのパターン化をしたと。その中で、当初、町長の答弁の中にありました、緊急防災債の活用をして建て替える場合が一番有利であると、財源的に一番有利であるというふうなことで、当初進めてですね、この条件等がありまして、現在地に建て替えたほうがベストであるというふうな考え方に立ったわけですが、この後、この検討会議をあわせて熊本県との協議も重ねてきました。その中で、この緊急防災債の活用が、ちょっと困難であるというふうな状況が出てきたものですから、財源の確保をどうするかという部分が大変苦慮したところです。熊本県に対しましては、この有利な起債が活用できないかということで、要望もしているところでございます。

続きましては、自主防災組織の取り組みにつきましては、町長の答弁のとおりでございます。補足はありません。

以上です。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 町長、総務課長またありがとうございました。

まず、役場庁舎と公民館のほうからお尋ねしていきたいんですが、財源ですね、これが一番確かに問題だと思います。国の補助金にこれは頼らざるを得ない、これはもう当然のことではございます。国の補助金につきましては、これは縦割りということで、いろいろ進め方に問題がある、課題があるというのは認識しています。しかし、防災というところですね、いろんなものが出てきているのは確かであろうと思います。

しかし、補助金がこう今あるから、それ2年後に建てよう、3年後に建てようということではですね、本末転倒になるわけです。こういう町をつくっていく、そしてだからここにつくる、そしてこんな役場庁舎を建てるといふ、そこからのスタートがですね、大事であろうと思います。その中で、役場職員の方、また町長、動いてこんな施設をつくる、役場をつくるから何とか金の工面をということで奔走する。それが大事なことじゃないかなというふうに思っております。自治体の工夫ですね、

そして、大胆さと繊細さを持って進めていく必要があるのかなと思っております。

ひとつ紹介でございますが、公共施設全般に言えることでございますが、これです、ちょっと見えますかね、わかりますかね。こういう図があります。ライフサイクルコストということでございます。建物を建てる時に設計費がちょっとかかります。建設費がずっとかかります。これは時間なんですね、設計費がかかって、建設費がこれだけかかる。運用期間が30年なり40年あるわけですね、ずっとこう台形です、推移するわけですね、最後に解体費がかかると、すべてのことを見てやっぱり建物をこう考えていく必要があるということでございます。

またちょっと紹介しますが、先日、冷蔵庫を買いにですね、電気店に行きました。そのときにいろいろタイプがありますもんですから、350、400リットルぐらいのちょっと大きめのをと思って探しておりました。そのときに店員さんがですね、エコの、節電の視点をちょっと持たれたらいいんじゃないですかというアドバイスをされました。いわゆる星印があるんですね、エコに配慮した冷蔵庫というのは、星印が3.5とか4とかなんですね、10万円ぐらいでありましたけど、そのちょっと注目してほしいと言われてのが、1年間の電気料なんですね、電気料。これが年間の金額が表示してありまして、安いものは4,700、800円からある。ところがちょっと同じようなサイズでも1万円を軽く超える1万1,000円、2,000円のものもあるわけです、つまり年間の電気料が5,000円、6,000円違ってくるわけです。同じような10万円ぐらいの冷蔵庫です、となると年間5万円違ってくる、6万円違ってくるわけです。建物もですね、同じでございます。やはり最初の建設費、これが何十億円ということでここに目がいきがちですけども、ずっとこの20年、30年のいわゆるランニングコスト、維持・運用管理といえますか、これを考える必要があるということをおひとつ申し上げておきたいと思っております。そして、建物の最後、つまりその利用がストップして解体が行われる、ここまでを20年、30年のスパンで考えていく必要があるということをおひとつですね、申し上げておきたいと思っております。

それでは、ちょっとご答弁の中でのですね、ことにお話をしていきたいと思うんですが、建て替え検討委員会ということでございますが、これはどうでしょうか、なかなか難しいところもあると思っておりますが、いつごろ、早めにですね、提示をいただきたいな、いわゆるたたき台をですね、提示をいただきたいなと思っておりますが、そのあたりいかがでしょうか、総務課長。財源の問題がまずですね、あると思っておりますが、どうでしょう。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 町長の答弁の中にもありましたとおり、ちょっと庁舎の建

て替え、公民館もあわせてですけど、重要な課題であるし、論議する時間もかなりいるだろうということで、町長としては、町長の任期で解決できるものではないと、次期町長の重要課題だというふうな答弁をしました。新町長が就任して、特に引き継ぐ事項として、これを引き継ぎ、直ちにやっぱりこの検討委員会を組織して、検討していく必要があると思います。

新町長の就任次第、直ちに取り掛かる課題であるということで認識して、考えているところでございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） ありがとうございます。

本当に大きな投資であります。そして、町の形をつくる上でのまず拠点になるものでございます。先程来あっております交通体系の問題も絡んできますので、ぜひこれは急がないように、しっかり階段を一步一步踏みながら、町民の皆さんとの対話を持って進めていく必要がある、絶対そうしなければならないというふうに思います。そのことを申し上げておきたいと思います。

そしてできるならばですね、そのランニングコストを考えるならば、シンプルな建物、できるならば広い土地があるならば、平屋の低層の建物ができればなという思いがございまして。いわゆる維持管理ですね、そして移動の問題、防災の問題がございまして、それを考えることができればなと思います。いずれにしましても、この執行部のほうから示されるであろう、時期を見て示されるであろうたたき台、そしてそれを基とした建て替え検討委員会ですね、このあたりで示されてくるんじゃないかなと思います。この問題慌てずですね、しっかり議論を十分にさせていただきたいというふうに思います。

この問題、町長の最後をですね、締めくくっていただきたいんですが、町の将来をですね、皆さんで議論する契機にもなる話だと思います。役場庁舎のこと、町をどうしていこうかという話の中で、役場庁舎という皆さんに関連したテーマでございまして、いろんな対話、協働のまちづくりの根幹だと思いますので、そのあたりのこと、町長いかがでしょうか。十分な町民議論が必要というところにつきまして、町長のご答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 先ほど検討委員会ということをお願いしましたがけれども、この検討委員会でもですね、ある程度の専門家を入れた、そしてまた一般住民の方、そしてまた何と言いますか、地域の代表の方ですね、多くの方々を入れて、検討委員会を設立して検討していくべきだと、私は思っております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） はい、まったく同感でございます。

まず、そこがスタートと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次でございます。協働のまちづくりということでお尋ねをさせていただきます。協働のまちづくりで大事なことというのは、自分たちの暮らす町は、地域は自分たちで守るといふところだろうと思います。しかしながら、いろいろ高齢化の中でですね、難しい問題も出てきた、できない、したいけれどもできないということも出てきたと思います。そういう中で、今回は自主防災組織に絞ってですね、お尋ねをしてみたいと思いますので、お尋ねしていきますが、自主防災組織、現在、設立の状況をですね、いかがになっておりましたでしょうか。行政区が90ございます。また、今、幾つ、どれくらい設立がなされておりますか。いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 行政区が90ありまして、残りの行政区が4行政区ということで、町長答弁したところでございます。

その中でですね、一つの行政区の中で、二つの自主防災組織をつくるという形もできております。それがですね、3地区ありまして、一つの行政区が二つの自主防災組織をつくったということで、最初、90行政区のうちに残っているのが4行政区であります。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 見通しとしては、設立の見通しはいかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 四つ残っている行政区のうちにはですね、二つについてはもう書類等も役場のほうに取りにおいでになっております。残り二地区については、防災担当がですね、行政区の区長さんに声を掛けている状況でございます。見通しとしまして、本年度中には設立ができるというようなことで、思っているところでございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） はい、わかりました。安心しました。

それから、行政のほうからですね、24年から要綱をつくられて、2月に要綱ができて、自主防災組織の設立の補助金ですかね、10万円、県からまた幾らか入っておったと思いますが、5万円ですかね、それが出ていると思います。これの使い道というのを少しお尋ねしたいと思いますが、地区、地区で違うと思いますが、主にどういうものをご購入又は使われておりますですか。いかがですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 発電機がやっぱり多かったですね、それと非常用袋等、ま

あ、発電機が多かったのと非常用袋、すみませんちょっとほかの部分については、ちょっと把握しておりません。申し訳ございません。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） そのほかですね、発電機ですとか、チェーンソーもですね、あったのかなと思いますが、いろいろ地区、地区で考えてご購入されていると思います。

でも、町長のほうからですね、ご答弁がございましたけれども、現状のその自主防災組織の状況としては、活動が鈍化している、停止している、低迷しているという表現でございましたが、要はその発電機を買いました。チェーンソーを買いました。ああ、よかった。よかった。自主防災組織もできました。ということでは困るわけですね。その組織を動かして、少しでも活動していくような方向に導いていく必要があると思います。町の防災計画の中で、自主防災組織についての促進というのを図るという項目が確かあったと思います。その部分についてやはり物を買ってもらって助成からですね、やっぱり活動への補助金というか、促進へのお金の使い方を導いていく次の段階にくるんじゃないかなという思いがいたします。その一方で、各地区、90できるであろう自主防災組織の連携する連絡協議会をつくるということですが、いかがでしょうか。その活動への、それぞれの地区の避難訓練とか、防災の訓練についての、また人的な研修的ですね、ものへの補助金というものにこうシフトしていく、そういう方向にあると思いますけども、いかがでしょうか。ご答弁を求めます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） まず、自主防災組織の連絡協議会というのは、自主的な運営を連絡協議会の中ではしていただいたとっております。ただ、いろんな防災訓練にかかる費用又は研修会に伴う講師の費用等については、町のほうからやっぱりその費用をみるとか、いうふうな部分をやっぱり考えていかなければならないと、ただ、連絡協議会自体の組織については、やっぱり自分たちの組織だということで、自主運営をしていただきたいと。その中で、情報は町が提供しながら取り組んでいただきたいというふうに思っております。

現在、社会福祉協議会のほうから、避難訓練をすると1自主防災組織に5万円程度の助成制度がありますので、それと合わせて町もその自主防災組織が研修等を行うならば、講師の費用等、先ほど言いましたとおり、その費用を町でみるというふうな形の形態がいいのかなというふうに考えております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） はい、わかりました。

自主防災組織がこれからできてきて、いろんなことをされていく、これは一番大事なことは、やっぱり地区の方々が高にたまたにでもいいですので、災害・防災についてちょっと考える。思い出す機会をつくるというのが大事だろうと思います。そういう意味で、町としては活動の企画が上がってきた。それでお金を出して実績の報告といひますか、こういう活動をしましたよということを報告をしていただくと、それが大事な一連の流れかなと思いますので、ぜひ、そういう方向でですね、いっていただきたいということだと思います。

自主防災組織をですね、つくられるというところで、三つ提案がござひます。大事かなと思ったものですからちょっと挙げておきます。

一つ目がですね、先進地区の事例をはじめ、進んだところの事例ですね、これを始め、自主防災組織の運営の手引き、こうやって運営したらいいですよという手引き、またはモデルですね、こういうのを提供する必要があるのかなと思います。

二つ目としてですね、町として各自主防災組織の活動の正確な把握。先ほど課長のほうからもござひました活動への補助ですね、実績を、企画を出してもらって、こういうことをしますよということで、お金を渡して、実績を上げてもらう活動の把握、必要だろうと思います。

それから三番目としまして、町と各自主防災組織の連携、さらには今回つくられるであろう連絡協議会同士の中での連携、これが必要じゃなからうかなと思ひております。そのことを一つあげさせていただきたいなと思ひております。

それからですね、やはり冒頭、最初に申しましたが、役場の庁舎耐震ということで話をスタートいたしました。それがハードならば、この自主防災についてはやっぱりソフトの面、人だろうと思います。隣近所の付き合い又は地区、地区の付き合い、これが大事になってくる。そういう意味で要支援の方、支援を要する方々の情報の提供、これも大事になってくると思います。今回、自主防災組織ですから、そこまでは広げませんが、そういう人を育てていかなきゃならないという思いがいたします。

そういう意味でですね、熊本県で前回もちょっと申し上げましたが、「火の国防災塾」というのを実施をされております。私もリーダーということで、支援員ということになっているんですが、南関町からのですね、参加が大変少ないようござひます。これをちょっと啓発をお願いしたいなと思うんですが、大木課長ですね、もうずっと、古澤課長もですね、担当されておりましたけれども、その辺の状況、啓発していくことについて、総務課長のほうからですかね、お尋ねしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 今年のですね、2月8日の全体区長会の中で、防災講演会を実施しております。その中でですね、このときのテーマがですね、自主防災組織の活動等について説明を、講演をしていただいたわけですけど、その中でですね、「火の国防災塾」の話も当然出てきたし、参加の呼びかけもこの講演のときにしたところがございます。特に区長さん方が対象となっておりますので、そういうのがあるということも認識していただいたところがございます。

今後、防災塾、区長さんばかりではなくてですね、幅広い情報の提供もしていきたいと考えております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） はい、わかりました。

大事なことです。少し話し戻りますけれども、自主防災組織をつくりました。ああよかった、よかったなで終わってはいけないんです。それからが大事なことです。その設立のとき、いろいろ区の役員さん、自治会長さんという名称だったと思いますけれども、会長さん、役員の方々が「よし、頑張って地域を守っていこう」という気持ちが高まるわけです。しかしながら、時間の経過とともに段々、段々ですね、意識に雲がかかると言いますか、遠のいていくのがこの自主防災組織の傾向にあるようでございます。そこを何とかですね、もう一回、気持ちが高まるような、そしてずっと高めていくような、時間との経過とともに高めていくような取組みが、行政に求められているのかなという思いがいたします。ぜひ、そのあたりはですね、考慮していただきたいと思います。

それからですね、人材育成基金がございますが、これの活用ですね、やはり自主防災、また防災にかかわる方々、勉強しに行くときに熊本市内で3日、4日かかると、2日か3日かかると思います。そういうことで、そういう活用もですね、ひとつだろうと思いますので、もう答弁はよろしいですけれども、考えていただきたいと思います。

それからですね、まとめにですね、入りたいと思いますけれども、町の未来というのを考えたときに、やはり地域のグランドデザインですね、これはこういう町をつくりたいという中で、公共施設配置を考えなきゃならない、そしてその中で協働のまちづくりというのが、対話のまちづくりというのが一番大事になってくると思います。そのキーワードとしてですね、今回、自主防災組織、つまり誰のみにも起きることでございます。災害というのは、これをキーワードとしてですね、考えていくなれば、入りやすいのかなという思いがいたしましたので、あげさせていただきます。

最後に一つでございますが、これは熊日新聞でございます。3月12日、3月1

1日のことです。東北大震災ですね、関東巨大地震と書いてあります。たまに、こう記事を見てですね、思い出すというのも大事なことと思います。こういうのをですね、ちょっと持っておって話をする。地区の皆さん方が集まられたときに話をする。取り出していくというのも大事なことと思います。本当に、忘れたときにやってくる。いつ来るかわかりません。備えていただきたいと思います。

むすびでございますが、来年ですね、26年、皆さまにとりまして、少し早いですけれども、より良い年になりますことを、また、町民の皆さんの福祉向上のために、それぞれの立場で職員の皆さん方又は議員は当然でございますが、尽力をいただきますことを心から念願をいたしまして、私の一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。お世話になりました。

○議長（本田眞二君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

続いて、5番議員の質問を許します。5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 5番の田口でございます。最後の質問をさせていただきます。

まず、1点でございますけれども、南関町の将来の設計についてということでお尋ねしたいと思います。

南関町が立地する現状を挙げてみます。生活圏内にある商業地、車使用で30分圏内、大牟田、荒尾、玉名、山鹿、筑後、40から50分は、久留米、柳川、大川、高速道路を利用で1時間で福岡、熊本、佐賀があります。これほど高立地条件に恵まれた町が日本中でどれだけありますでしょうか。土地の価格についても、近隣する市や町に比べれば、十分競争力があると見込まれます。我々町議会は、今日までこれらの条件を生かしきれていないのではないのでしょうか。何もかも国の決めた税金配分の中、補助金、交付金を獲得するために、ただひたすら頭をさげ、奔走を繰り返してきたのではないのでしょうか。また、この町の立地条件を見逃してきたのではないのでしょうか。いや、目をつぶってきたと批判されても仕方ないことです。

官僚が考えた条件のもと、顔色をうかがい、いかに多くの交付金、補助金を引き出すか、これが町行政の昔からのやり方です。使い道は後から考える。金ありき。よって運用を誤ると町税で穴埋めをするという、悪条件があります。これでよいのでしょうか。この町の現状、高齢社会、人口減少、限界集落、独居老人、農業の後継者不足、休耕地の増加、将来を見据えれば決して明るいことばかりではありません。農業、産業、商業、この町に定住し、誇りを持ち、文化的な町として創造していくこと、それこそが我々にかせられた仕事ではないのでしょうか。よりよい条件を立案し、実践していく、それには金の力ではない、アイディア、実行力、営業力。来年度は新しい首長さんを迎え、今日までの既成概念を打ち破り、新しい町を創造

しようではありませんか。

以上を持ちまして、あとの質問は自席からいたします。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 5番議員に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました5番、田口議員の南関町の将来設計についての質問にお答えいたします。

南関町は、まちづくりの指針として「南関町総合振興計画」を策定し、町の将来像をあふれる緑の中に暮らしやすさを備えた、「ずっと住み続けたい町」を目指しているところでございます。この総合振興計画は、平成17年12月に策定し、前期計画を平成18年度から22年度まで、後期計画を平成23年度から平成27年度までの10年間とし、現在、後期計画を進めているところでございます。

過疎地域である南関町の現状は、若者の流出等による人口減少の中、高齢化と少子化の傾向がさらに強まり、高齢者の世帯が増加し、家庭での扶助機能が弱体化しています。また、農業従事者も高齢化が進んでいる状況であり、担い手不足や、休遊農地、耕作放棄地が増加傾向にあるところでございます。このまま人口減少が続きますと、町の活性化や地域社会の崩壊にもつながりかねないと思っております。

平成23年に「住んでよかったプロジェクト推進事業」をスタートし、少子化対策とともに、定住促進対策に取り組み、誰もが南関町に住みたくなるまちづくりを進めているところでございます。

また、農業におきましては、中山間総合整備事業を実施し、生産基盤の強化を図り、高齢者対策としては、誰もが住みなれた地域で、健康で生き生きと生活できるために、NPO法人に委託して健康増進、介護予防事業に取り組んでまいりました。このような事業を展開していましたが、それぞれの事業がどのように成果が上がっているか、適宜検証し、見直すべきものは見直し、継続するものは継続するという判断が必要であると思っております。

私が任期もあとわずかとなりましたが、今後まちづくりにつきましては、次期町長にお任せするとともに、さらに南関町の発展が達成されますよう期待するものでございます。

以上お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 補足ありますか。なければ、再質問に入る前に、昼食休憩に入ります。

次は、1時からです。

-----○-----

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） それでは、昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

5番議員の再質問の番でしたので、これを続行してください。5番議員。

○5番議員（田口 浩君） みんな担当の課長さんにはそれなりに通知しておりますので、総務課長、それからまちづくり推進課長、経済課長、福祉課長、ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） これから南関町の発展、まちづくりを考えた場合に、総務課で考えるべきこととお話申し上げますと、まず、職員の能力の向上、レベルアップを図っていくべきものかと思っております。事務処理能力はもちろんのこと、いろんな全国の先進事例等を勉強しながら、その中で、南関町にあった視点、また全国の先進事例じゃない、南関町独自で考えるべきまちづくり等をやっぱり職員自身が考えて、まちづくりのために活かされるならと思えます。

そのためにはいろんな研修も実施する必要があると思っております。本年度、全国のアカデミー、全国の地方自治体の職員が研修している研修会で2名ほど参加させております。こういう全国の情報を仕入れたり、いろんなその各種の専門的な技術を勉強することによって、まちづくりに活かされるものと思っております。

総務課からは以上です。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 田口議員お尋ねのことにつきまして、まちづくり推進課からお答えいたします。

先ほどの町長答弁にもありましたように、人口減少、少子高齢化への対策といたしまして、「住んでよかったプロジェクト推進事業」を展開し、少子化対策、それから定住推進等を図ってまいりました。また、働く場の確保として企業誘致にも取り組んできたところでございます。観光につきましても県北地域の連携又は荒尾、玉名地域と長崎県島原地域の連携も模索し、修学旅行等の誘致ができないかなどについて検討を重ねてきたところでございます。

また、商工会を中心とした「難関突破プロジェクト」を支援するマスコットキャラクター「なんかんトッパ丸」は今では、学校などから受験などの節目に派遣要請がなされるほど定着をしてくれているところです。いずれ他自治体でも同様な施策が展開されることになるかと思いますが、議員の言われる立地環境の優位性等を生かしながら、独自色を出し、定住推進を図る必要があると考えております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 私のほうから、農業の後継者不足、休耕地、里山崩壊に関するご質問にお答えいたします。

農業の後継者不足や休耕地につきましては、条件不利地である中山間地においては特に懸念をされておるところです。このままいきますと、遊休農地さらには耕作放棄地となってしまいますので、後継者がいない農地につきましては、地域の担い手農家をお願いしたり、地域全体の問題としてみんなで里山の景観を守っていくのが理想とは思いますが、なかなか簡単に解決するものではありませんが、今年南関町では5名の方が新規就農をされまして、1名の方が農業法人で現在、勉強をされておられます。この6名には、今後、南関町の農業を担っていただく一員として、認定農業者の方々を含めまして期待をしておるところです。

また現在、農振農用地におきましては、中山間地域等直接支払い制度や農地水保全管理支払い交付金などで、地域が一体となって農地の保全に努力をいただいているところがございます。

それから、今後、高齢でリタイヤされる農家は、どのようにして農地を今後守っていくのか不安があると思います。このような問題の解決策としまして、地域の将来設計をつくる「人・農地プラン」作成も行っているところです。

このほかに、仮称ですけれども、「日本型直接支払い制度」が来年度より始まる予定で、これも地域で共同で農村環境を維持していく内容も含まれております。

このほかにも、国ではいろいろと施策も考えておりますけれども、南関町にあった施策を今後、いろんな考えをですね、皆さま方からお伺いして、ともに知恵を出しながら、使い勝手のよい補助金につきましては、利用させてもらって、このような問題に対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 5番議員、田口議員さんの南関町の将来の設計についてということで、福祉課から高齢化社会についてちょっと答弁させていただきます。

今後も南関町におきましては、今後もいっそう高齢化が進行すると思っております。要因といたしまして、団塊世代が高齢期に達しつつありまして、平成26年度以降には、65歳以上の高齢者が急激に増加するものと見ております。

さらに、高齢化の大きな要因の一つといたしまして、平均寿命の伸びがあると考えております。以前は、人生50年というような平均寿命でございましたけれども、いまや90歳近い数字になっており、世界でも有数の長寿国となっているところがございます。高齢者人口が増加するのに伴いまして、やはり高齢者のみの世帯や、

一人暮らしの世帯のいっそうの増加、医療サービスの利用の増加、それから要介護者の増加、老老介護の増加とその対策は非常に大きな課題だと思っております。

現在、65歳以上の方を高齢者という形で位置づけがなされているところですが、南関町では、70歳前後の方を見ても、多くの方々が意欲も能力も十分に持っておられ、その十分さは社会の担い手となり得る方であり、しかも経験やそれに基づく知見を多くもっておられるという貴重な人材であると思っております。健康増進、それから介護予防事業など、もちろん進めていくことは大事でございますけれども、それと合わせて高齢者の人材を大いに活用できる事業の展開を進めていくべきではなかろうかと思っております。具体的にはシルバー人材の組織の拡大、それから老人クラブの活動の促進、また若いころからの高齢期に向けた健康管理、健康づくりが重要であるとの啓発をさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） はい、各課長さんには本当にいろいろ意見を述べていただきましてありがとうございます。

これからまた新しい来年度から議会が始まるんですが、皆さん方も前向きで、町民のために頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、5番議員の一般質問は終了しました。

続いて、1番議員の質問を許します。1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） こんにちは。1番議員の井下でございます。

今回はですね、二つのことに対し質問をいたしたいと思います。

まず、一つ目は、今月12月1日に改正道路交通法が施行されましたけれども、そのことに関する数点でございます。

まずその改正道路交通法についての一つ目は、平成23年、24年度において、小・中学生に起きた自転車事故は件数にしてどれくらい起こっていますか。また、原因がわかっているならば一緒に原因等もよろしくお願いします。

次に、この改正道路交通法に対する町民の方への告知はどうなっているのか。これが二点目です。

三点目が、自転車運転におけるその交通指導、特に中学校、小学校に関してですが、予定とかあればそれもお尋ねいたします。

四番目に、現在、特に自転車に乗る機会が多い中学生に関してでかまいませんけれども、損害保険への加入状況はどうなっているのか。この四点を、改正道路交通

法についてお尋ねします。

二つ目の質問ですけれども、行政のワンストップサービスについてです。

まず、これは近年各市町村でも進められている行政サービスの一つですけれども、その必要性についてはどのように思われているのか。

また、南関町ではその取り組みはどうなっているのか。この2点についてお尋ねします。

以上ですので、あとは自席にて質問を続けたいと思います。明確な答弁をよろしくお願いします。

○議長（本田眞二君） 1番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました1番、井下議員の行政のワンストップサービスについての質問にお答えいたします。

町民の皆さんが役場を訪れて、各種の届出、手続きされる場合、すべての手続きが1カ所で済むようにすることは、高齢者が多い町にとって住民サービスの向上につながるものと思うという質問でございます。

住民にとりまして、役場は行きづらいところ、また役場のどの窓口で手続きをするのかがわからないという方が多いのではないかと考えております。このためまちづくり推進課に案内する係員を配置するなど、対策を講じているところでございます。現在、各種届出につきましては、ワンストップサービス総合窓口制度は実施しておりませんが、高齢者等の皆さまには各課を回るのではなく、各担当者を窓口と呼んで手続きを行っているところです。住民サービスの観点から、ワンストップサービス総合窓口制度の必要性は理解できるものの、これまでに実施できない理由としては、電算システムの改修が必要なことと、すべての業務に精通するという人材の育成等の課題がありますが、一部の地方自治体ではすでにワンストップサービス総合窓口制度を実施している自治体もありますので、今後研修等を重ね、導入について検討して行く必要あると思っております。

改正道路法の質問につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 1番、井下議員の初めの質問、改正道路交通法についての件についてお答えをさせていただきます。

学校はですね、大前提に子どもの命を預かり、守り、育てるところという明言があります。そういう意味で、毎月、玉名・荒尾地区のですね、教育長月例の会議がありますけれども、必ずこの子どもの安全教育に関しては話題に取り上げられる議

題です。そんな中で交通指導を各学校徹底するために、県の教育事務所の指導主事から、県警の情報をですね、こういう資料ですが、こんなふうにして前年度との比較によって毎月の事故発生状況の報告が行われるわけですが、平成23年度からのお尋ねですが、24年度と今年度の比較です。今年は12月の会議では、10月の統計までということですので、1月から10カ月間の統計で371名、今年度ですね、そしてそれは昨年度38人下回るということで、小学生マイナス18、中学生20ということで、いい傾向には向かっている傾向ではありますけれども、相変わらず、この子どもの事故というのは、県下で発生をしておるという状況でございます。

そういう意味で、先ほど言いましたように、子どもの命を守る交通指導、非常に大事なことだし、また、特にその中でも小学生は飛び出し事故が最も多く、中学生は自転車事故がトップであると、その中でもですね、中学生の自転車事故の大きな事故発生原因は、交差点での一旦停止がなされない、あるいは一旦停止違反ですね、それから今回、改正になりました左側走行がどこの道においても、右側を走るといふ、これまでの都会的な通行がですね、田舎のほうもあって、そのために前方から来る車との中で巻き込まれるといった事故も発生しているということでございます。

議員お尋ねの12月1日から施行されました道路交通法改正によってですね、自転車は右側通行するという全国のルールにしたがって、徹底をするようなことで、各学校に課長から啓発をしましたがけれども、具体的にお尋ねにあっていることにつきましては、また課長のほうからお答えさせていただきます。

以上、お答えしましてあとの質問は自席より答えさせていただきます。

(「右側」「右側って言ったろ」「左側」という声あり)

○教育長(大里耕守君) 大事なことを反対に言ってしまいました。自転車は左側通行です。

○議長(本田眞二君) 教育課長。

○教育課長(大石和幸君) 私のほうから町内のことにつきまして、1番、2番、4番につきまして、1番と3番と4番ですね、2番は総務課長のほうにお願いをしたいというふうに思います。

まずですね、平成23年度、中学校で1件、まずですね、救急車を要請した事故のみを報告させていただきたいと思います。23年度、中学校が1件ありました。ここに原因はと書いてあります。対向の相手方の車の注意義務、前方不注意も前提としたところでお話しますがけれども、このときの原因は、中学生が坂を下ってきて、一旦停止を停まらずに出会い頭でぶつかったというのが1件でございます。平成24年度、小学校2件、中学校1件あっております。中学校の1件に関しては、自宅

を出てすぐのT字路の前方にミラーがあるところの場所で、中学生がそのまま一旦停車を怠って軽自動車とぶつかったという件でございます。小学校が2件でございます。この2件は、1件につきましては、大津山の参道から降りてきた自動車と、小学生がいきいき村のほうからきたところで、お互い停まって、停まった関係で自動車が行って、そのあと自転車がぶつかったと。自動車の側面に当たったという件でございます。もう1件は、南関橋ですね、南関橋のところで、自転車が右側を通行しておりまして、バイクが左側をきてぶつかったと、接触したという件でございます。この23年度、24年度は、この4件が救急車を要請したものでありまして、その後については、CT、レントゲン検査等を行って、異常がないような案件でございました。

それから、3番目の自転車運転における交通指導などの予定はないかを尋ねるといふことですが、現在ですね、小学校4校におきましては、毎年自転車の運転に関する講習会を南関交番、安全協会、いろんなどころから要請されまして、毎年交通の自転車の乗り方は行っております。また、中学校に関しては、特にブレーキのテストということで、坂道、中学校の坂道を降りてきて、先生たちが停まるか、停まらないかを確認をするといふことをされております。特に自転車の整備不良はないかという点検を毎年されているところです。

改正道路交通法につきましては、来年度からのそういった講習会で生かされていくかといふふうに思っておりますし、その前に今年の冬休みのですね、お知らせのほうにも載せていくといふことでございます。

それから、4番目の中学生の損害保険の加入状況はといふことですが、中学校のほうに聞きましたところ、毎年4月に入学時にある生命保険会社が任意でですね、任意で、いわゆる損害保険、相手方に対して損害を与えた場合の賠償保険を申し込み受け付けております。今年がですね、255名中110名がですね、この保険に加入をしたそうです。そのほかにですね、TSマークというマークがありまして、このマークは自転車安全整備士による点検整備を受けたものについて貼られます。そして、このTSマークについては、いわゆる損害、いわゆる傷害保険ですね、相手方に死亡又は後遺症を与えた場合の保険がついております。これは青色マークと赤色マークがありまして、死亡に関して又は重度後遺障害の1級、7級に関しまして、青色マークは1,000万円、赤色マークは2,000万円というような保険がついております。この台数が、今、南関中学には67台ついておるといふことを確認をしていただきました。

実際、まだ100%にはいっておりませんので、そのことは校長に、本年、自転車でですね、相当の損害の判例が出ておりますので、そのことを伝えて、保護者啓

発にお願いをしたいというふうな旨を伝えております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 改正道路交通法の2番目のご質問にお答えします。

12月1日施行の改正道路交通法に対する町民への告知はどうなっているのかのお尋ねでございます。

道路交通法の所管は、熊本県警察本部でございまして、このたびの改正につきましては、県警本部からは町の広報への掲載の依頼はあっておりません。当然、所管するところがいろんな形で広報していく、周知していくべきものかと思いますが、町に対する広報掲載依頼はあっておりませんので、広報には掲載しておりません。

ただ、県警としましては、いろんなその講習会、例えば免許証の更新講習会、その他の講習会の中でこの改正道路交通法については、周知をしていきたいというふうな答えをもらっているところでございます。

以上でございます。

それから、行政のワンストップサービスについては、補足説明はありません。

○議長（本田眞二君） はい、それでは再質問。どうぞ、1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） それではまず、中学生の事故件数ですけれども、幸い南関では起こってはいけないんですけれども、数件起こっているということなんですけれども、現在ですね、自動車事故はたぶん減少傾向にあるとは思いますが。ただ、自転車についてはですね、減ってはおりませんけれども、多少ちょっとした接触とかですね、そういった件数も含めていきますと、逆に自転車は増加傾向にあるんじゃないかなろうかと思えます。そのような状況でですね、今回の道路交通法が改正になったのかも、ひとつの要因ではないかと思っております。

これはですね、今、この事故、どちらにしてもその一旦停止をやっていなかったとかですね、停まらなかった、右側を走っていたために事故に起きたというのが主な原因として答えありましたけれども、こういうこともですね、含めた上で、交通指導ですね、交通指導もその年に数回やっておられるという意見でしたけれども、ただ、交通指導じゃなくて、逆に乗り方、マナーですね、そういったところも含めた上で、今度大まかに12月1日の改正では内容的に変わってきております。そこらあたりをですね、もう少し深く追求していってほしいと思いますし、逆に特例があるということも聞いております。その特例については、例えば一例、二例、ありましたら、その特例を教えてくださいませんか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 実際ですね、自転車が路側帯を走ると、路側帯というのは、

外側線の50センチないし、1メートルぐらい、その道路状況で違いますけども、その路側帯を通ると、歩道をですね、通ることはできないというふうな規定になっております。しかし、この中で、13歳未満又は70歳以上、障がいを持たれた方などはですね、特例として通っていいというところありますし、ただ、南関中学校になりますと13歳以上ですので、歩道は通れないかということでしたので、南関の交番並びに玉名警察署のですね、交通課のほうに聞きました。ここに例外規定があるということでございます。それは、ものすごく交通量が多くてですね、その歩道があって、路側帯が左側にあるけども交通量が多いと、それとですね、非常に駐車がですね、路上駐車が多いところとかですね、それとか自分が走っていたら、何か暴走族みたいなのがあおってきたとか、そういう場合は緊急避難で歩道に乗っていいとか、それを客観的に見てですね、証明できれば大丈夫だと。南関町におきましては、中学生がすべて自転車で、ほとんどすべて通っておりますということを玉名警察署に話したら、南関の場合においては、中学生が歩道をですね、行くことはいいということをお話をいただきました。

この件につきましては、もう少し詳しくお聞きをしたいと思いますけども、何せ今度の場合は、違反すると3カ月以下の懲役又は5万円の罰金と、いわゆる今まで、左側通行だったんですけども、右側いっても罰則規定はありませんでしたけども、今回からは罰則規定があるということですので、そこら辺はもう一遍慎重にですね、お聞きしたいと思いますけども、電話の中では南関中学生は、歩道を例外規定として行っていいというお答えをもらっております。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） 私もですね、この例外規定についてはあまりよく知りませんでした。逆にですね、高齢者の方75歳以上の方もですね、ただこの改正法の内容だけを聞いておられる方も多くてですね、左側を走ったら怖くてたまらんやっただかですね、そういった話も聞きます。だから、高齢者の方で自転車に乗られる方も多いと思いますけれども、中学生だけに限らず、こういった特例措置があればですね、ちょっとこう2番と逆になりますけれども、その広報等はまた後で述べるとしまして、そういったところでもどんどん告知して、お知らせしていただければと思います。

さっきの答弁の中でちょっとひとつまた伺いたいですけれども、今、南関には歩行者、自転車専用道路の青白の標識が何箇所か、関村からインターのほうとか町中のほうとかにありますけれども、そこは問題ないんですけども、通学路においてはある程度許可をもらっておられるとですかね。容認という形になってるんですかね。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 実際、歩道をですね、自転車が通っていいというような標識がついているのが一番いいんですけども、それがついてなくても先ほど言いましたように、路上駐車が多いとか、交通量が多いとか、そんな客観的な事情があればですね、それがなくても通れるという警察のお話でしたので、私のほうとしては、中学校の校長には、今のままのですね、登校でいいのではないかと。

ただですね、その歩道がないところから今度、自分の家が、終わったあとから、例えば300メートル先に右側にあるときに、そのまま真っ直ぐ行ったらだめですよと、一遍左に行って、またそこからまた自宅の前で右に渡ると。「これはどんなに近くてもだめですか」ということを校長が聞かれましたら、玉名警察署のほうでは、「もうあくまでも左に渡ってください」というようなお答えでした。これは規則ですので、例えば何メートルまでなら右側を渡っていいとかいうお答えではなかったようでございます。あくまでも歩道が終わったら左側に行くというのが原則ということでございます。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） 今回のこの改正法はですね、都会では本当に即した法律だと思います。ただ、田舎に行けば行くほどですね、路側帯もちゃんと取れてませんし、本当にこの、そのままそぐうようなことはなかなかできないと思いますけれども、改めてこの法律として明記された以上ですね、そこは玉名署のほうから一応、通っていいということと言われたとしても、そういった内での事故が起こった場合ですね、法律に照らし合わせた場合ですね、本当にそれで罰則の対象にならないのかとか、その辺もしっかり念を押してもう一回聞いてもらってですね、その上で、学校又は町の判断をやってもらえればと思います。

それと、ちょっと2番に戻りますけど、告知「広報なんかん」等の告知ですね、これはじゃあほかからこういうことを載せてほしいということであれば掲載も可能でしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 当然、掲載依頼があれば掲載します。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） それではですね、関係機関、例えば南関交番等にもですね、交番だより等でどんどん告知をしてほしいということを申し上げるつもりでおりますけれども、そちらのほうからでも一応、広報のほうにも掲載してほしいという要望があれば大丈夫ですね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 掲載依頼文書があれば、掲載していきます。内容的には問題ありませんので。

○議長（本田真二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） はい、わかりました。

あとですね、その交通指導においてですけれどもですね、例えば、これはひとつの例ですけれども、隣の福岡県ですね、県立高校では免許制度を、自転車通学生には用いてですね、減点制を車と同じようにとって、そして免許を取られたら、自転車免許を取ったらですね、1 年間に1 回必ず座学を必ず受けて、年3 回の整備車両点検を行うことを義務付けて、違反があればですね、減点対象にされながら、自転車通学の一時停止期間とかですね、あるいは停学処分等までもう実際やられているところもあります。南関中の場合、義務教育ですのでなかなかそういうわけにはいかないと思いますけれども、それくらいですね、ルールの必要性がですね、やっぱり見直されて、もうどこでもその重要視されていると思いますので、もう一度、この件は深くですね、学校関係にも伝えていただいて、そして学校から保護者のほうにも必ず伝えてもらって、そういうところの根っこからですね、変えていってもらえるように、ぜひやってもらいたいと思います。

損害保険に関してですね、まだまだこれ2 5 5 名中1 1 0 名、それと1, 0 0 0 万円、2, 0 0 0 万円の青と赤のほうはまだ6 7 台と、これはもう今ですね、数千万円はもう普通に近い状態で、億を超える賠償金も発生しております。1 2 月1 日施行されたあともですね、これ栃木県の中学生ですけど、5 9 歳の男性を自転車で後ろからはねてですね、意識不明のまま病院に搬送されたけど亡くなったという事例がもう発生しております。こういった場合、やっぱりもう億の単位が動きますので、このこともですね、含めた上で、もう一回損害保険のですね、見直し等にも考えを入れてもらえればと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（本田真二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） やはり自転車につきましては、やっぱり軽車両と、いわゆる車と同じ車両という取り扱いの中で過失があればですね、そういった多額の損害賠償が出てくるというのはですね、判例で出てまいりましたので、保護者につきましては、掛け金等がですね、多少上がるかもしれませんが、やはりそういった場合を想定した場合にですね、やはり今、自動車の場合は無制限とかですね、何億というような保険に掛かって、任意で掛かってらっしゃる方がほとんどだと思っておりますけれども、自転車についてもそういった金額が要るような時代になってきたのかなというふうに思っておりますので、そこにつきましては今年起きました小学生のですね、高齢の女性の方をはねてなくした事件の判例のことも詳しく話をして、

そういった損害の賠償ができるぐらいのですね、ができるような啓発はしていきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） もうそのところはぜひよろしくをお願いします。

あと、交通安全の指導の面でですね、例えばその黒板に書いたり、言葉で伝えるよりもですね、もうこれはテレビで1回前に見たことがあるんですけども、実際にアクションみたいな形でですね、自転車に乗られた方と車と出会い頭に当たった場合の事故現場を再現するとかですね、そういうのも結構どこにでもやってあるところもあると思うんですよ。そういうこともですね、実際、子どもたちに目の前でその事故の怖さとかをですね、見せながら指導していくのもひとつの手ではないかと思しますので、そういうのもできれば検討内容に入れてですね、交通指導と一緒に考えてもらえればなと思います。

自転車がですね、まさかこれくらいではとかですね、自転車だから注意でいいやとか、これまではそういった部分もありました。けれどもですね、法律化されたことでですね、これからはもっともっと自転車のルール、マナー違反にも厳しい対応が科せられてくると思います。中学生に限らずですね、自転車に乗っておられる方がですね、これまでどおりに乗ってて、12月1日から法律が変わって、これまでは自転車はある程度被害者側として見られてましたし、10対0だったのが、知らないうちに法律が変わって今までと同じように乗ってたのに、8対2とかあるいは5対5とか、自転車の過失等もですね、見られるようになれば、それはそれで事故に遭うこと以上にまたそれに加えての被害者になると思います。だから自転車に乗られる、主に乗られているのは中学生が多いんですけども、いざ事故に遭ってはいけないと思いますけれども、事故に遭った場合ですね、やっぱり法律内でもしっかり守ってやれるように、そのところの教育をこれからもしっかりやってほしいと思います。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） ありがとうございます。

やはりですね、右側を自転車が通ってくるのはですね、私実際、バイクで通勤してますけど、いきなり右側を自転車が来るとですね、お互いどっちに避けようかとあたふたするのが現実です。やはり先ほど実際の事故を想定したようなのをやってくれと、私も1週間前スタントマンがですね、右側から来てドンとぶつかると、その方は熟練してますから、ドンと跳ねられても受け身でケガなくされているのがありましたけれども、そういったDVD、いわゆるビデオもありますので、そういった研修もできるようにですね、学校のほうに総合的な学習の時間にですね、してい

ただくようにしたいというふうに思います。あくまでも左側をですね、行くという原則をですね、先ほど総務課長も言いましたけど、もう町民の皆さんにもですね、啓発をして「自転車は左」ということで徹底していかなくてはいけないというふうに感じましたので、それは学校のほうにも、校長会を毎月やっておりますので、実施できるようにしていきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） もう、ぜひそのところはよろしく願いしておきます。

次ですね、ワンストップサービスについてですけれども、今、町長からの答弁もありましたようにですね、なかなかこう突き詰めていけばですね、庁舎内だけであつたとしてもそのネットワークをつなげるための電算システムの変更・改修とかですね、あと人材育成のために、また来庁者のためのスペースづくりとかですね、かなりコストもかかってくるころが大きいと思います。

しかしですね、そこにつながるためにですね、まず、一つ一つできるところからここに向けてやっていけばどうかとも思います。今、まちづくり推進課に設置されている案内ですけれども、これは来庁者の方に対応もよくですね、親切で評判もよいと聞いております。これができたことによってですね、どの課に行けばいいのかある程度きょろきょろせずにスムーズに行ける方も多くなったんじゃないかと思っておりますが、さらなるそのサービスの追及ということですね、これはワンストップにつながっていくものとは思いますが、大阪の箕面市ですね、その今、南関町では住民票、印鑑証明、戸籍謄本・抄本これはそれぞれに記入になってますけれども、これを1枚にまとめてですね、ひとつの記入で副数枚、それを申請できるようなサービスが、今実際行われていますけれども、こういうことは南関町では可能なんでしょうか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 今、ご質問がありました戸籍関係と言いますか、住民系の窓口ということで、今、うちのほうでやっております事務の申込書自体は4種類ございます。戸籍証明書等の交付申請書、それから住民票等の交付申請書、それに印鑑証明、それから住所の変更届というようなことで、4種類の申請書類を用意しております。

今、ご意見等ありましたその一緒に申請ができないかと、もう1枚の紙で、住所氏名書いて、多分ランダムにその中から選べば、すぐどの証明も取れるというようなことができないかというようなご質問でございました。

今のところそういった考えというか、実際にその辺まで深く考えてはおりませんが、係の職員等々話していく中では、例えばうち戸籍がございませ

れども、戸籍に関しましては、年に1回法務局あたりからの助言指導ということで、立ち入って検査等を受けております。その中でやはり戸籍につきましては、ほかの申請書と一緒にするのではなくて、戸籍だけの申請書つづりをしっかりとって、別個に保管をなささいというような指導も受けておりますし、そういった助言も受けているような状況もございますので、なかなか一体化というようなところまでは進めない状況もございます。

ただ、住民の皆さま方のその利便性ということを考えれば、そういったこともこれから先検討していくべきことではあると思います。今の段階では、先ほど町長からの答弁でもありましたように、例えば、福祉のほうと住民課のほうで転出転入、あるいは死亡されたとかいうときの年金とか、保険あたりの手続きにつきましては、お客様が来ていただいて、1カ所で済むように担当職員のほうがそこに出向いてというようなサービスにつきましては、現在、実施しているところでございます。

今の議員のご質問の内容につきましては、また課のほうで、またうちだけで済む問題でもないと思いますので、ほかの課あたりとも連携できるところは、連携していったほうがいいと思いますので、その辺は窓口の職員あたりと話をした上で、今後検討させていただければと思っております。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） そこ法務局とか国が絡んでくることであればですね、なかなか一足飛びには厳しい部分もあるとは思いますが。庁舎内ですら、できると言えばですね、これもひとつの提案なんですけれども、例えばですね、出産、育児、転入・転出、障がい者サービス、福祉サービス、死亡届等、これをひとつとかですね、あとは、国保、年金、あと介護保険、高齢福祉、子育て支援、障がい福祉、これら窓口業務を集約することによってですね、お互いにその関連性のあるところを総合窓口として検討できないかということも、自分ちょっと思ったんですけれども、こういうこと、これも課をまたいでいきますけれども、この庁舎内での検討については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 町長の答弁にもありましたとおりに、総合窓口制度は今後検討する必要があると、具体的な検討には入っておりません。ただ、私も調べてみました。福岡県の糟屋町あたりはやっぱり総合窓口で実施しているという自治体もありますので、そういう実施している団体等の研修等も踏まえてですね、その組織の規模等も一応、南関町と近いのもありますけど、できることなら今後、そういう制度の中での、総合窓口制度の中での取り組みを考えていきたいと考えているところです。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） 今、課長も言われましたけれども、南関町の規模もかなりそれに携わってくると思います。

けれどもですね、やっぱり基本としてその住民の方が、先ほど町長の答弁にもあったように、役場は行きづらいそういった観念を持っておられる方も多いと思いますし、また役場に来られてもあっちの課、こっちの課、たらい回しの状態になってもいけないと思います。そこは今の職員さんたちもですね、丁寧に対応は十分されていると思いますけれども、これがもうひとつの、それこそワンストップでできるようになればですね、もっともっと対応としてもよくなっていくんじゃないかと思っています。

これから、もう今十分こう対応されていると思いますけれども、来庁者の方が、特に高齢者の方、あるいは小さいお子さんを連れられた方がですね、役場に入ってこられて、どこだろうかというようなそぶりを見せられるような場合があれば、もう今、十分に対応されているとは思いますが、今以上にですね、職員の方から一人一人が、みんなが案内係という気持ちをもたれてですね、対応していただければ、その集約が段々とワンストップサービスにつながっていくんじゃないかと思っています。

これは一応、もう町長も今期で勇退ということで、あくまで自分の提案になってしまいますけれども、やっぱり住民目線の立場に立って、今以上に十分サービスをしていただけるように要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で、1 番議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日予定していました一般質問は終了しました。

明日19日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日は、これにて散会します。

-----○-----

散会 午後1時49分